東京都産業労働局

平成30年度
中小企業等経営強化法に基づく

相談・受付は
随時実施中
<要予約>

経営革新計画

■ 経営革新計画とは

中小企業が**「新事業活動」**に取り組み、**「経営の相当程度の向上」**を図ることを目的に策定する中期的な経営計画書です。経営革新計画は、「新事業」の実施を通じて、経営の向上に努力する中小企業を応援する施策です。

既存事業の強みを生かして
新事業を計画しよう！

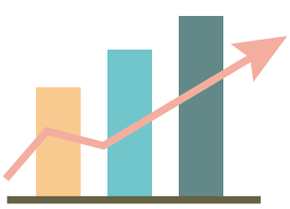

新商品・新サービス開発
で経営向上を図りたい！

■ 経営革新計画を作成する意義は？

計画策定を通して、現状の課題や目標、目標達成への道筋が明確になるなどの効果が期待できます。

利用者の声

※企業の「新たな目標作り」のきっかけとなった。実行することで、企業体質が改善され、事業計画を数字で示すことが習慣付けられた。

※後継者として、会社の実情が把握でき、しっかりと目標を持つことができた。また、新しい事業に積極的に取組む姿勢を社員や取引先に伝えることができ、取引先の拡大や売上増加を達成することができた。

■ 経営革新計画の要件は？

既存事業とは異なる「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を達成する内容である必要があります。

Q.「新事業活動」とは何ですか？

A. 以下の４つの分類のいずれかに該当するものをいいます。

新事業活動の４分類
１．新商品の開発又は生産
２．新役務の開発又は提供
３．商品の新たな生産又は販売の方式の導入
４．役務の新たな提供の方式の導入
その他の新たな事業活動

※自社にとって「新たな事業活動」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても、原則として承認対象となります。ただし、業種ごとに同業の中小企業で既に相当程度普及している技術・方式等の導入については対象外となります。

Q.「経営の相当程度の向上」とはどのようなものですか？

A. 計画終了時における以下の２つの指標が、計画期間に応じた目標伸び率を達成することをいいます。

計画期間	条件①「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率	条件②経常利益の伸び率
３年計画	９％以上	３％以上
４年計画	12％以上	４％以上
５年計画	15％以上	５％以上

※計画は、条件①と条件②の両方を満たす必要があります。
※目標伸び率を達成可能な実現性の高い内容であることが必要です。

審査のポイント

新規性

既存事業と比較して、何処が新しい事業であるのかが記載されているか。
他社と比較した場合の違い（ターゲットやメリットなど）は何か。

実現性

いつ・どこで・何を・どのように取り組むということが記載されているか。
人・モノ・金等の経営資源は手当てされているか。
仕入先、販売先や顧客ニーズの把握など売上計画は適当であるか。

承認された企業には、以下のような施策が用意されています。

【ご注意】

・経営革新計画の承認は、各施策の利用を保証するものではありません。各施策を利用する場合は、承認とは別に、各施策実施機関への申込み・審査等が必要となります。
・各施策の実施の有無や、内容は変更する場合がありますので、詳細は実施機関にお問合せ下さい。

・各種機関の施策

◆日本政策金融公庫による低利融資制度 －新事業活動促進資金・新事業育成資金－
◆中小企業信用保険法の特例 －普通保証等の別枠設定等－
◆海外展開事業者への支援制度 －現地子会社の資金調達等－
◆中小企業投資育成株式会社法の特例（投資の特例）
◆特許関係料金（審査請求料、特許料）減免制度 など

・東京都の関連施策

（商工部経営支援課 TEL:03-5320-4795 ／金融部金融課 TEL:03-5320-4877）

◆ フォローアップ支援（専門家派遣）（商工部経営支援課）

希望に応じて、中小企業診断士を派遣し、経営革新計画における経営課題の解決を支援します。

1 実施フォローアップ支援

計画実現に向けたアドバイスを実施します。

［対　象：計画実施１～２年目の企業
派遣回数：各年度３回まで］

2 終了時フォローアップ支援

PDCA サイクル定着など経営支援を実施します。

［対　象：計画最終年の企業
派遣回数：３回まで］

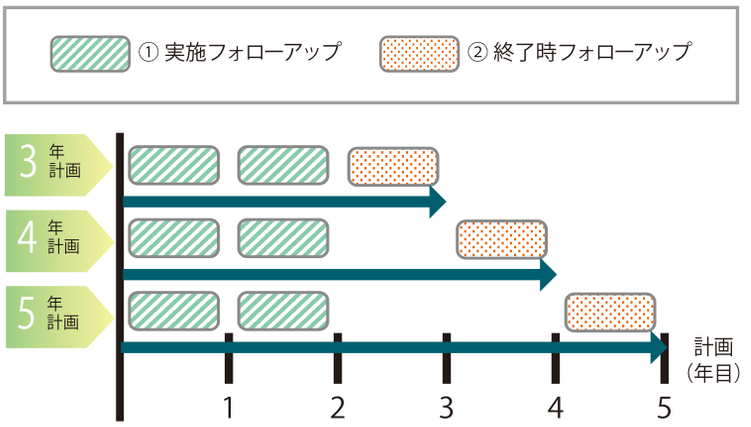

※「実施フォローアップ支援」を受けることで、都制度融資の金利が優遇されます。

◆ 東京都中小企業制度融資（金融部金融課）

東京都、東京信用保証協会、金融機関の三者が協調して行っている融資制度で、都内の中小企業者が金融機関から融資を受けやすくするためのものです。ご利用には、東京信用保証協会の保証が必要になります。

承認された経営革新計画に基づき実施する事業は、東京都中小企業制度融資「産業力強化融資（チャレンジ）」の対象事業です。

制度の詳細はホームページ等でご確認ください。

東京都制度融資　で検索。

「実施フォローアップ」を受けた中小企業が、以下の都制度融資を受けると、金利が優遇されます。

「産業力強化融資（チャレンジ）」 △0.2%

「小規模企業向け融資（小口）」 △0.4%

✓ ※実施フォローアップの利用は、融資の実行を保証するものではありません。

◆ 東京都経営革新優秀賞（商工部経営支援課）

経営革新計画終了を控えた企業を対象として、経営革新計画の実現状況、実現までの創意工夫や経営指標などを審査し、模範となる企業を表彰するものです。

東京ビッグサイトで開催する「産業交流展」の会場で表彰式を行います。

・（公財）東京都中小企業振興公社の施策

（企画管理部助成課 TEL:03-3251-7894・5）

◆ 市場開拓助成事業

都及び公社の事業において一定の評価又は支援（経営革新計画の承認もこれに該当します）を受け開発、又は「イノベーションマップ」に該当する、自社の商品化した製品等の販路開拓を行う場合に、国内外の展示会等に出展する経費や新聞・雑誌等による広告費の一部を助成します。平成３０年は２～４月に、事業説明会・申請受付を実施しています。申請には、経営革新計画の承認年月等の条件がありますのでご注意ください。

助成限度額

３００万円
（助成率1/2以内）

経営革新計画に係る承認申請の主な流れ

書類作成

○ 申請様式は、東京都産業労働局のホームページからダウンロードできます。

申請に必要な書類（法人の場合）
- □ 経営革新計画に係る承認申請書　2部（日付は空欄で）
- □ 直近２期分の確定申告書類一式
- □ 商業登記簿謄本（発行から３ケ月以内のもの）
- □ 定款（原本証明したもの）

※申請要件や記入上の注意、必要書類など、詳細は**記載要領**を参照してください

まとめる過程が大切です！

※12月、2月、3月は15日頃まで

20日頃まで

申請書の提出

下記４カ所のうち最寄りの受付機関にご提出ください。事前にお電話でご予約をお願いします。

○ 既存事業と新規事業の内容について伺いますので、役員の方が、申請窓口にお越しください。初回は１～２時間程度、お時間を頂いております。

申請書の修正

○ 提出から受理までに、申請書を複数回修正いただくケースがほとんどですので、初回はできるだけ月の初めにご提出ください。

月末まで

申請書の受理

○ 月末までに完成した申請書のみ受理いたします。完成しなかった場合は、翌月以降の受理となりますので、ご承知おきください。

翌月20日頃

審査会

○ 承認・不承認の審査を行います。内容に疑義がある場合などは、翌月に再審査となります。

○ 不承認は中小企業等経営強化法の要件に該当しないことを意味するもので、事業そのものを否定するものではありません。

翌々月初旬

結果の通知

○ 書面にて承認・不承認をご連絡いたします。

よくある質問（この他ご質問等ございましたら、以下の申請受付機関にご相談ください）

Q1. 申請はいつまでにすれば良いのですか？

A1. 毎月月末までに受理した申請を翌月に審査し、翌々月の初旬までに結果を通知します。修正が済み、完成した段階で受理となりますので、申請書は20日頃まで（12月、２月及び３月は15日頃まで）にご提出ください。

Q2. 経営革新計画の承認により、「商品」や「サービス」が承認されたことになるのですか？

A2. 経営革新計画の承認は、申請書に記載されている「商品」や「サービス」を、都が承認するものではありません。また、他企業及び一般個人に対する商取引を、都が推薦するものでもありません。

Q3. 新事業を既に実施しているが申請は可能ですか？

A3. 新事業の開始が、直近決算（税務署申告済みの直近の決算月）以後であれば、申請は可能です。新事業の開始が、直近決算以前であると、その計画は対象となりません。

申請書受付･ご相談機関（お問い合わせ先）	電　話
（公財）東京都中小企業振興公社　総合支援部　総合支援課 千代田区神田佐久間町 1-9　（東京都産業労働局秋葉原庁舎５階） 主なアクセス：JR「秋葉原駅」から徒歩１分	03–3251–7881
東京商工会議所　中小企業相談センター 千代田区丸の内 2-5-1　（丸の内二丁目ビル３階）※ 主なアクセス：JR「東京駅」丸の内南口から徒歩３分 ※平成 30 年秋に、千代田区丸の内 3-2-2 丸の内二重橋ビルディングに移転します。	03–3283–7700
東京都商工会連合会　経営革新室 昭島市東町 3-6-1　（産業サポートスクエア･TAMA 内） 主なアクセス：JR「西立川駅」から徒歩７分	042–500–3886
東京都　産業労働局　商工部　経営支援課 新宿区西新宿 2-8-1　（都庁第一本庁舎 30 階北側（５月２日まで））※ 主なアクセス：JR「新宿駅」から徒歩 10 分 ※平成 30 年５月７日に、**20 階北側**に移転します。	申請書のご提出　03–5320–4784 03–5320–4791 制度全般　03–5320–4795

（注）東京商工会議所 及び 産業労働局商工部は、平成 30 年に事務所・フロアの移転を予定しています（電話番号は変わりません）。ご来所の際はご注意下さい。

平成 30 年３月印刷　登録番号（29）249

リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
VEGETABLE OIL INK